

「津山の地酒によるおもてなしとその普及を促進する条例（案）」に関する意見と考え方

内容	意見	考え方
1. 条例制定の目的について	<p>当該条例案は、いわゆる「理念条例」です。</p> <p>それゆえ、第1に津山市が本条例を制定する意義や条例制定が市民に覚悟を持ってもらえるか。</p> <p>第2に本条例案は行政・議会・市民の基本的な考え方や姿勢を示したもので、具体的な数値や制度を決めていませんから、一般市民には理解が難しいのではないのでしょうか。ゆえに津山市にとって本条例案の制定は極めて重要な長期的な課題であるという位置づけが必要であると思います。</p> <p>第3に本条例案の評価をどのような基準で評価するのか、量的な評価が困難という課題が残ります。</p>	<p>地酒による乾杯条例等、地酒の普及に関する条例は特殊なものではなく、多くの自治体で制定されています。</p> <p>本条例案は、地酒によるおもてなしやその普及を図ることで、消費拡大、米や麦などの地産地消を促すとともに、伝統文化の継承につなげ、地域産業と文化を維持、発展させていくことを決意するものです。</p> <p>市民には、地酒によるおもてなしや普及促進に関する取組に協力いただけるようお願いし、条例制定を通じて、市民の理解を得ていくことが重要と考えております。</p> <p>条例制定の背景には、地酒の普及促進だけでなく、時代の変化に対応していくための地産地消や域内経済循環の必要性もあると考えており、本条例案の趣旨に沿った取組が求められていると認識しております。</p> <p>なお、本条例案は、理念的な体系からも、数値目標などの位置づけは行っておらず、定量的な評価を求めるものとはしておりません。</p>
2. 条例制定の意義について	<p>まず、最初になぜこのコロナの拡散が広まり続けているこの時期にこの条例が必要か?でしょう。市民の皆さんが感じると思います。</p> <p>第1条について、なぜ地酒なのか?地酒は津山の肉料理を盛り上げてくださった事から酒に結びついたと思います。肉料理も干し肉、そずり肉等も考えるべきであると思います。</p> <p>第2条については第1条と同じように、なぜ市役所が地酒だけに特化したような措置を講じる必要があるのか疑問です。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症のまん延が未だ収束しない状況に鑑み、協議の結果、本条例の制定は延期することが妥当であると判断いたしました。</p> <p>日本の食文化が世界に認められ、日本酒は世界で人気が出ており、地方の地酒に光が当てられております。</p> <p>今回の条例制定は、地酒の普及促進はもちろん、米や麦等の消費拡大などを目的としており、感染症の影響を受ける地域経済を支援するものにもなると考えております。</p> <p>他の自治体の取組を参考にした地酒への取組となりますが、他の分野への波及効果も期待しております。</p> <p>なお、同様の体系となる条例は、県や県内の複数自治体において制定しており、制定により本市の姿勢を示すものになると考えております。</p>
3. 市民の役割について	<p>条例として制定する内容としては少々の違和感を感じております。条例にする必要性をもう少しわかりやすく市民に説明していただけたら、と感じます。</p> <p>特に第5条は私たち市民が条例として受け止めなくてはならない部分であるため、この条例の目的をもう少し詳しく知りたく思います。</p>	<p>地域産業活性化のための手段の一つとして地酒の普及を取り上げております。</p> <p>市民には、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮することが前提となりますが、地酒によるおもてなしや普及促進に関する取組に協力いただけるようお願いしております。</p> <p>条例制定を通じて、市民の理解を得ていくことが重要と考えており、本条例案の趣旨等の周知に努めていくよう、執行部に提案してまいります。</p>

「津山の地酒によるおもてなしとその普及を促進する条例（案）」に関する意見と考え方

内容	意見	考え方
4. 広報について	<p>本条例の制定とともに、啓発（ポスター・チラシ）やSNSで周知し、若い世代にも地酒を楽しんでもらえる場の提供やイベントの開催などが必要ではないでしょうか。また宿泊者への地酒の提供も工夫が必要だと思います。</p> <p>インパクトを強めるなら「地酒おもてなしと普及促進都市宣言」などいかがでしょうか。</p>	<p>本条例案第4条で事業者の役割として地酒の普及促進に取り組むとしており、条例制定を通じて、市民の理解を得ていくとともに、普及促進に資する取組などを執行部に提案してまいります。</p>
5. 公平性について	<p>第3条から第5章については書き方は積極的に書いてありますがおもてなしと会食は地酒以外は使わないようにと取れます。これは公正取引上排他的ではありませんか？</p> <p>また第6条に個人の嗜好及び意思を尊重するように配慮するものとする。と書いてありますが、こんな事を書くほうがおかしいでしょう。津山では酒は強制的に地酒という風評さえ流れる恐れがありますよ。</p> <p>日本国憲法第13条 個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉の侵害に当たりませんか？</p> <p>余残ですが「曲辰」に付度した条例のように思えます。</p>	<p>地域の地酒を市民や津山に來られた方に召し上がっていただきたいの思いです。第6条では個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする、としておりますので、憲法の侵害には当たらないと考えております。</p> <p>本条例案における地酒は、市内で製造される酒類となりますが、ご指摘のように、酒類に対してもそれぞれの嗜好があり、条例制定にあたっては、個人の意思を尊重するよう配慮することを前提としております。</p>
5. 公平性について	<p>条例制定について、日本酒その他の酒類とあるが、本市で製造されている全ての地酒を対象にしても、最終的には売れるものを普及することとなり、特定の地酒、若しくは業者が得をするだけ。その為、公平公正と条例制定本来の意義が損なわれる為、このような条例制定には酒と地元津山を愛する者として、反対します。</p>	<p>あくまで日本伝統文化の一つである日本酒、そして地酒に光を当て、米の普及にもつなげていきたいと考えております。</p> <p>条例制定は、地酒の普及促進はもちろん、米や麦等の消費拡大などを目的としており、特定の事業者への便宜等を想定したものではないことをご理解いただきたいと思います。</p> <p>また、条例制定による地産地消の促進なども期待しており、感染症の影響を受ける地域経済を支援するものにもなると考えております。</p>
6. 商品に関する事について	<p>この条例の制定は地酒と食文化の継承と普及、津山市の経済の活性化が柱になっていると認識しております。</p> <p>また、この条例のベースになっている「つやま宵」のプロジェクトは、津山エリアの農業者の所得向上を目指して設立された地域商社 曲辰 が「お米」を通して津山の農業の普及と活性化を図るものとして企画されたと聞いております。</p> <p>確かに津山の米で作った地酒の普及は経済の活性化のみならず、津山の農業従事者や企業をサポートし、津山を広く知ってもらう手段ともなります。</p> <p>産官学の連携を図り、お酒、肉、スパイス、と、プロモーションとして、また地産地消推進の一案としては着眼点は素晴らしいと思います。</p>	<p>本条例案は、地酒によるおもてなしやその普及を図ることで、消費拡大、米や麦などの地産地消を促すとともに、伝統文化の継承につなげ、地域産業と文化を維持、発展させていくことを決意するものであり、条例制定を通じて、地酒によるおもてなしや普及促進に関する取組が生まれてくることを期待しております。</p>

「津山の地酒によるおもてなしとその普及を促進する条例（案）」に関する意見と考え方

内容	意見	考え方
7. その他	<p>1. 津山市はすでに地産地消推進条例を策定していると思いますが、多胡酒造さんの特別純米雄町は、精米歩合60%岡山県産雄町米、難波酒造さんの純米吟醸は、精米歩合55%岡山県産山田錦ですが、この「岡山県産」は「津山産」でしょうか。</p> <p>2. 中核市等における市条例の制定状況や、制定後における効果などが検証されていますでしょうか。（平成29年、愛媛県松山市でも同じような条例があります）その上での必要性を知りたいです。</p> <p>3. 当初このプロジェクト（「つやま宵」のプロジェクト）にかかった費用はどれくらいでしょうか。そのうち津山市が負担する金額はいくらになるのでしょうか。開発者?業者がすべて負担し、津山市自体負担する額は発生していないということでしょうか。</p>	<p>本条例案における地酒は、市内で製造される酒類となりますが、原材料については、現状において、津山市産はほとんどないと聞いております。</p> <p>この背景には、市内での作付けが少ない（主な県内酒米の栽培面積のうち市内は3%程度）こともあり、一方で、作付けしたい意向がある生産者がおられるとも聞いております。</p> <p>岡山産雄町米が目玉されるなど、酒米を取り巻く環境は変化してきており、条例制定を通じて、普及促進の一助にしたいと考えております。</p> <p>ご指摘のプロジェクトは、地域商社曲辰による事業ではありますが、同社においては、国の地方創生推進交付金（国1/2、市1/2）を活用し商品開発を行っており、本プロジェクトの経費は概算で370万円と聞いております。</p>